お知らせ

国土を整え、全力で備える
国土交通省中国地方整備局
鳥取河川国道事務所
Ministry of Land, Infrastructure,Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

令和　4年　4月25日

資料提供先　鳥取県政記者会
　　鳥取市政記者クラブ

千代川の刈草・流木を無料配布します

～資源を有効活用（堆肥、家畜用資材、防草等）～

国土交通省　鳥取河川国道事務所が管理する千代川水系において、堤防などの河川施設の変状や異状をいち早く正確に把握することを目的として、年２回堤防の除草を行っています。資源の有効活用の観点から、希望者に無料配布いたします。

＜申込方法＞

無料配布希望者は『別紙：刈草引取り申請書』に必要事項を記入のうえ、以下の申請窓口に送付または持参して下さい。
申請書は申請窓口で紙による配布も行っています。

＜申請窓口＞（受付：9:00～16:00）

千代川の源太橋より北側の範囲　：　千代水出張所　電話：0857-28-6229
　鳥取市晩稲（おくて）316

千代川の源太橋より南側の範囲　：　河　原出張所　電話：0858-85-0517
　鳥取市河原町長瀬56-1

＜提供期間＞　令和　４年　４月下旬　～　［無くなり次第終了します］

ロール作成状況

問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局　鳥取河川国道事務所
副所長（河川）　村上（むらかみ）　友章（ともあき）
【担当】河川管理課長　実近（さねちか）　末生（すえお）
【申請窓口】千代水出張所長　小田（おだ）　健二（けんじ）
河　原出張所長　本田（ほんだ）　正晃（まさてる）
TEL　0857－22－8435（代表）

※本資料は、鳥取河川国道事務所ホームページの「記者発表」ページでも公開しています。
鳥取河川国道事務所HPアドレス　http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/

流木の無料提供-千代川左岸0K700付近

・千代川河口に流れ着いた流木を提供します。
・大きさは不揃いです。現地にて引取りを
　お願いします。
・**必要な方は、千代水出張所（0857-28-6229）**
　にご連絡ください。

←千代川

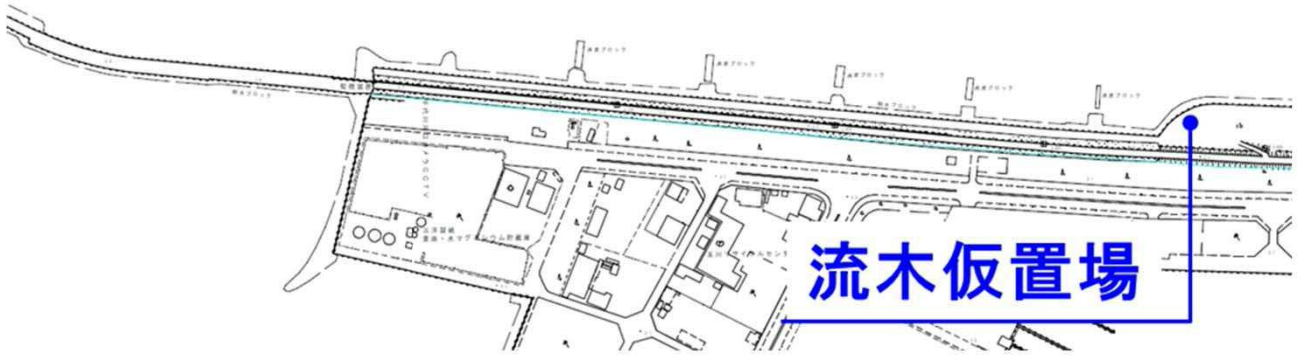

概算数量：　15m×10m×1m＝150m3

（ 別紙 ）

刈 草 引 取 り 申 請 書

令和　4 年　　月　　日

国土交通省　鳥取河川国道事務所

千代水出張所長　　殿

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

千代川水系の維持管理等で発生した、刈草について当方で引取りたく申請します。

予定引取年月：令和　4 年　　月頃

数量：【 刈草 （　　ロール ） 程度 】※1ロールは径60cm×80cm程度

：【 刈草 （ 軽トラ　　台 ） 程度 】※ロールにしない状態での引取り

用途：家畜の飼料・敷ワラ・堆肥・その他（　　）

申請者連絡先：住所：

TEL ：

【注意事項】

- 積込み・運搬は申請者にて行ってください。
- 刈草は申請者が利用し、転売、営利目的に使用しないでください。
- 引取り後の刈草は申請者の責任により適切に管理してください。
- 積込・運搬時ならびに、提供後の刈草使用において発生した事故等に関して、国土交通省は一切の責任を負うことはできません。
- 引取り回数は１回に限りません。
  数回希望の方はその都度、本申請書を提出してください。
- 日程・引渡し場所の調整は改めてさせていただきます。
- **本申請書は、源太橋より下流の範囲での引き渡しになります。**

【個人情報の保護】

上記申請で得た個人情報は、刈草の適正な管理のため必要とするものであり、取扱いについては個人情報保護法の趣旨に則り、適正に管理させていただきます。

【 申請及び問い合わせ先 】

〒680－0904　鳥取市晩稲（おくて）316

国土交通省　鳥取河川国道事務所　千代水出張所

受付 ： 平日　9:00 ～ 17:00

電話 ： 0857－28－6229

FAX ： 0857－31－2517

（別紙）

刈 草 引 取 り 申 請 書

令和　4 年　　月　　日

国土交通省　鳥取河川国道事務所

河原出張所長　　殿

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

千代川水系の維持管理等で発生した、刈草について当方で引取りたく申請します。

予定引取年月：令和　4 年　　月頃

数量：【 刈草 （　　ロール ） 程度 】※1ロールは径60cm×80cm程度

：【 刈草 （ 軽トラ　　台 ） 程度 】※ロールにしない状態での引取り

用途：家畜の飼料・敷ワラ・堆肥・その他（　　）

申請者連絡先：住所：

TEL ：

【注意事項】

- 積込み・運搬は申請者にて行ってください。
- 刈草は申請者が利用し、転売、営利目的に使用しないでください。
- 引取り後の刈草は申請者の責任により適切に管理してください。
- 積込・運搬時ならびに、提供後の刈草使用において発生した事故等に関して、国土交通省は一切の責任を負うことはできません。
- 引取り回数は１回に限りません。
  数回希望の方はその都度、本申請書を提出してください。
- 日程・引渡し場所の調整は改めてさせていただきます。
- **本申請書は、源太橋より上流の範囲での引き渡しになります。**

【個人情報の保護】

上記申請で得た個人情報は、刈草の適正な管理のため必要とするものであり、取扱いについては個人情報保護法の趣旨に則り、適正に管理させていただきます。

【 申請及び問い合わせ先 】

〒680－1241　鳥取市河原町長瀬56－1

国土交通省　鳥取河川国道事務所　河原出張所

受付 ： 平日　9:00 ～ 17:00

電話 ： 0858－85－0517

FAX ： 0858－85－2162